

東京高裁総第 3770 号

令和 5 年 10 月 30 日

山 中 理 司 様

東京高等裁判所長官 中 村 慎

司法行政文書不開示通知書

令和 4 年 9 月 26 日付け（同月 29 日受付、東京高裁総第 3684 号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

申合せに列挙された記録外書面についてはオレンジ色の分界紙の後ろに綴る扱いとした、平成 27 年 2 月 18 日付の東京高裁管内の申合せ

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、存在しない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話 03 (3581) 1332 (ダイヤルイン)